

地方分権・地域主権

地方分権改革推進委員会 第1次～第4次 勧告

地方分権改革推進計画
(平成21年12月15日閣議決定)

地域主権一括法案第1弾
(平成23年5月2日成立)

水道法施行規則改正
(平成23年10月3日施行)

- ・ 事業認可申請書類の簡素化
水道事業者等が地方公共団体である場合には、提出書類を簡素化
- ・ 軽微変更の範囲の拡大
給水人口増加、給水量増加、取水地点の変更の各要件について認可を要しない届出範囲を拡大

地域主権戦略大綱
(平成22年6月22日閣議決定)

地域主権一括法案第2弾
(平成23年8月30日成立)

①水道法改正

- ・ 義務付け・枠付けの見直し
水道の布設工事監督者の配置基準、資格基準、水道技術管理者の資格基準を条例に委任(平成24年4月1日施行)
- ・ 権限の移譲
専用水道、簡易専用水道の事務をすべての市へ移譲(平成25年4月1日施行)

②水道原水法改正
(平成23年8月30日施行)

都道府県計画のうち、配慮すべき重要事項を廃止し、公表に係る規定は努力義務化

事業認可等に関する改正等について

水道法施行規則の改正（平成23年10月3日公布、同日施行）

■事業認可申請書類の簡素化

- 水道事業者が地方公共団体である場合には、
 - ✓ 水道事業経営を必要とする理由を記載した書類
 - ✓ 水道事業経営に関する意志決定を証する書類
 の提出を不要とする。
- 水道事業者が地方公共団体で、当該水道事業が他の水道事業を全部譲り受ける場合には、規則第1条の2第1項にかかわらず、
 - ✓ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと、給水区域を明らかにする書類等
 - ✓ 水道施設の位置を明らかにする地図
 を申請書の添付書類とする。

■軽微変更の範囲の拡大

- 水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更について以下のいずれにも該当しない場合は軽微な変更とする。
 - ✓ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するもの
 - ✓ 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の1/10を超えるもの（現在は1/100）
 - ✓ 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の1/10を超えるもの（現在は1/100）
- 取水地点の変更については、河川改修に伴う取水地点の変更等、水源水質に大きな変化がないと認められる場合には軽微な変更とする。（対象は河川水の場合。）

「水道事業等の認可の手引き」の改訂（平成23年10月3日）

- 認可等に関する申請や審査等についての厚生労働省健康局水道課の基本的な考え方を取りまとめたもの
- 認可等にあたっては、それぞれの水道事業や水道用水供給事業によって地域の実情、歴史的な沿革等は千差万別であることから、それぞれの実態を踏まえて適切に取り組む